

犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針〔概要〕

背景

【現状】

- 平成12年から刑法犯認知件数は4年連続して増加、平成15年には過去最高(28,973件)。平成16年は減少したが、平成11年以前に比べると依然として高水準にある。
- 窃盗犯が約8割、身近なところで発生する街頭犯罪等が6割を超えている。
- 子どもや高齢者等が被害の対象となる事件が増加している。
- 犯罪発生場所では、住宅、駐車場、路上における犯罪が約6割を占めている。

【課題】

- 犯罪の増加の背景として、地域社会の連帯感の希薄化により地域の防犯力が低下していることなどがある。
- 犯罪の機会を与えない、安心できる地域社会づくりに向けた取組が必要。
- 地域での見守り、子どもに対する安全教育や高齢者等に注意を促すための情報提供などが必要。
- 見通しの確保など防犯に配慮した施設の普及等に取り組んでいく必要がある。

安全・安心に対する県民の不安が増大していることから、犯罪が起きにくい安全で安心なまちづくりを地域一体となって推進することとし、その取組の基本的な考え方や施策の方向性等を定める。

基本的な考え方

- ・子どもから高齢者まで県民一人ひとりが24時間365日安全で安心して暮らすことのできるという安全・安心の確保は、暮らしや社会経済の原点であり、誰もが暮らしやすい社会(ユニバーサルデザイン)に不可欠
- ・地域の実態に応じた防犯、安全活動を通じ、希薄化している地域の連帯力の強化を図るとともに、パートナーシップを大切にしながら、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組む

県民、事業者、県の役割

県民

- ・防犯意識を持つこと
- ・地域の諸活動への参加
- ・県が実施する施策への協力

事業者

- ・事業所における防犯体制の整備
- ・事業活動における必要な措置
- ・地域の諸活動への参加や県が実施する施策への協力

県

- ・防犯意識の普及啓発
- ・自主防犯活動の促進
- ・防犯に配慮した施設の普及等
など

施策の方向性：犯罪の現状やそれを取り巻く状況等を踏まえ、県が行うべき施策の方向性を定める。

1 地域の連帯力強化による犯罪の起きにくいまちづくりの推進

- (1)一人ひとりの防犯意識の高揚
 - ・防犯対応マニュアルの策定と啓発活動の推進
 - ・地域での防犯教室の開催
- (2)地域での自主防犯活動の促進
 - ・地域防犯リーダーの育成
 - ・地域防犯活動マニュアルの作成
 - ・防犯活動支援
 - ・地域組織との連携
- (3)事業者の防犯対策の促進
 - ・講習会等による防犯意識の高揚
 - ・情報提供による防犯対策の促進
- (4)家庭、地域及び学校における非行防止対策の充実
 - ・家庭教育力の向上
 - ・地域での非行防止対策の推進
 - ・学校での心の教育の充実

2 子どもから高齢者までの安全確保の取組強化

- (1)乳幼児の安全確保についての保護者等の意識啓発
- (2)子どもに対する安全教育の充実
- (3)学校や施設等の危機管理の徹底及び通学路の安全確保の取組促進
- (4)児童虐待やDVの防止対策の充実
- (5)高齢者や障害者等への安全対策

3 防犯に配慮した施設の普及等

- (1)防犯に配慮した施設の普及
- (2)地域における犯罪の発生しやすい危険箇所の把握の促進等
- (3)防犯設備機器の普及

4 支援システムの充実

- (1)推進体制の整備等
 - ・県民会議の設置など推進体制の整備
 - ・市町村の推進体制の整備促進
 - ・県及び市町村間の連携促進
- (2)犯罪被害者の支援
- (3)犯罪や防犯に関連する情報の提供による支援

基本方針の推進に向けて

- ・県民会議において施策の進捗を検証、課題整理を行い、犯罪の起きにくいまちづくりを着実に推進する
- ・施策の進捗状況や社会状況の変化、県民会議の意見等を踏まえ基本方針の見直しを行う
- ・犯罪の起きにくいまちづくりを社会全体で将来に渡り継続的に推進していくため、条例制定に向けて取り組む